

武蔵野市廃棄物に関する市民会議運営に関する基準

1 会議の公開

会議は原則公開とする。ただし、非公開とする場合は、委員長は委員の同意を得て行うものとする。

2 会議の傍聴

- (1) 傍聴の受付は先着順とし、定員は会場の広さ等により会議に支障のない範囲内とする。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、所定の場所で傍聴受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。
- (3) 傍聴人は、傍聴席以外に入ることはいできない。

3 傍聴席に入ることができない者

- (1) 刃物、銃器、火薬その他の危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイク、旗、プラカードその他の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議において運営上支障があると認められる者

4 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴中、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為
- (2) 会議における言論に対して、発言、拍手その他の方法により公然と可否を表明する行為
- (3) 会場内での飲食又は喫煙
- (4) 会場内においてカメラ、ビデオカメラ等により撮影し、又は録音等を行う行為 ただし、特に会議において認められた者を除く。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為

5 傍聴人の意見の提出

- (1) 傍聴人で意見のある者は、文書により、会議終了時又は郵送等により提出することができる。
- (2) 傍聴人から提出された文書は、次回の会議までに各委員に配布するものとする。

6 係員の指示

傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

7 違反に対する措置

傍聴人がこの基準に違反した場合は、委員長又は委員長の指示を受けた者はこれを制止し、その指示に従わないときは退場させることができる。

8 会議資料の公開

(1) 会議の会議録は要旨とし、その内容を公開する。ただし、発言者の氏名は非公開とする。

(2) 会議に配付された資料は、傍聴人にも配布する。ただし、部数に限りのあるもの及び多量のものについては閲覧とし会議終了後に回収する。

9 その他

本基準に定めのない事項については、委員長の発議により会議で決定する。